

感対第 1791 - 2号
令和5年3月30日

各保健所長 様

保健医療部長

新型コロナウイルス感染症における抗ウイルス薬（ゾコーバ錠125mg）の
薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について（その3）（周知依頼）

標記の件につきまして、厚生労働省より、令和5年3月28日付事務連絡が発出されました。
関連する事項について、埼玉県においてQ&Aを作成いたしましたので、参考にしてください。
令和5年3月30日までに使用したゾコーバの投与実績報告は、同月31日17時までに入
力をお願いいたします。

つきましては、事務連絡の内容を御了知いただき、管内の県医師会非会員の各医療機関あて
周知をお願いいたします。

感染症対策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当

TEL : 048-830-3557

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp

ゾコーバの一般流通に関する QA

- Q1. 一般流通開始後、国購入品は返却しなければなりませんか。
- A1. 院内又は薬局内在庫となった国購入品は、必要な患者に投与して構いません。
ただし、国購入品の薬剤費については、いかなる場合であっても、患者に自己負担を求めることや、保険者へ診療報酬することはできません。
令和 5 年 3 月 31 日以降に国購入品を使用した際の使用実績報告については、ゾコーバ登録センターに対する報告は不要ですが、使用実績や在庫数等を国が把握する必要があるため、国から求めがあった場合には速やかに提出できるよう、引き続き使用実績や在庫数等について把握、対応をお願いいたします。
なお、3 月 30 日までに使用した国購入品の使用実績は、ゾコーバ登録センターにて、3 月 31 日 17 時までの間に入力をお願いします。
- Q2. 一般流通開始後、どこに発注したらいいですか。また、在庫制限等がありますか。
- A2. 通常の医薬品と同様、卸売販売業者を通じて購入していただくことになります。在庫制限等はございません。
- Q3. 同意書や適格性情報チェックリストはどうしたらよいですか。
- A3. 同意書は引き続き必要になります。適格性情報チェックリストは、3 月 31 日以降、国購入品の院外処方にあっても、不要になります。
- Q4. 一般流通品は、PCR 検査、抗原検査等を行っていない患者にも投与することができますか。
- A4. 日本感染症学会「COVID-19 に対する薬物治療の考え方 第 15.1 版」(2023 年 2 月 14 日)において、「原則として、PCR、抗原検査などにより COVID-19 の確定診断がついていない患者は薬物療法の適応とはならない」とされております。
- Q5. 一般流通品については、医療機関(院内処方の場合)や薬局窓口で、ゾコーバの薬剤料の自己負担額を徴収する必要がありますか。
- A5. 新型コロナウイルス感染症確定診断後の、療養期間中の、新型コロナウイルス感染症に関する医療は、28 コロナ公費により負担されます。医療機関・薬局が 28 コロナ公費を適用してレセプトを請求することで、医療機関・薬局窓口で患者にゾコーバの薬剤料の自己負担額を徴収する必要はなくなります。
- Q6. 一般流通品は、薬局間譲渡はできますか。
- A6. 一般流通品の薬局間譲渡に関しては、他の医薬品と同様に考えていただいて構いません。国購入品に関しては、薬局間譲渡を行うことは、引き続きできません。
国購入品の在庫を持ったまま、薬局が閉局、医療機関が閉院になる場合等は、事前に製造販売業者(シオノギ製薬)及び厚生労働省にご相談ください。